

刑事判例研究 (2)

中央大学刑事判例研究会

承諾殺人を認定した原判決を破棄し、自殺幫助を認定した事例

秋 山 紘 範

〔東京高等裁判所平成二五年(う)第一二九四号、平成二五年一月六日第一一刑事部判決、高
刑速(平二五)一二二頁、判例タイムズ一四一九号二三〇頁〕

【事案の概要】

被告人とAは、二人で一緒に死のうなどと話して自殺方法を相談し、酒と睡眠薬を飲んだ上で自動車内において練炭自殺を企てたものの、Aのみが急性一酸化炭素中毒で死亡し、被告人は死亡するに至らなかった。

原判決は、承諾殺人と自殺幫助の違いは殺害の実行行為を犯人自らが行うか否かにあるとした上で、被告人が着火した練炭コンロを車内に置いてドアを開けた行為は殺害の実行行為に当たり、この間、Aは車に乗っていただけで、殺害の実行行為と認められる行為に及んでいないから、被告人には承諾殺人が成立するとした。

これに対して弁護人は、被告人の行為は自殺幫助にとどまるとして控訴した。

【判決要旨】

破棄自判。

「関係証拠によれば、被告人とAは、二人で一緒に死のうなどと話して自殺方法を相談し、酒と睡眠薬を飲んだ上で自動車内において練炭自殺をすることを決め、練炭コンロ等を準備するとともに、本件数日前には埼玉県秩父市内の山中で自殺に適した場所を下見するなどしていたこと、本件当日も、事前の相談のとおり、自動車で見下した秩父市内の山中に向かい、共に酒と睡眠薬を飲み、着火した練炭コンロ二個を車内に置いてドアを閉めるなどしたが、Aのみが急性一酸化炭素中毒で死亡し、被告人は死亡するに至らなかったこと、着火した練炭コンロを車内に置いてドアを閉めたのは被告人であるが、Aも、練炭の着火方法を被告人に助言するとともに、自らも車外における着火作業の一部を分担したことが認められる。被告人とAは、二人で心中することを決意して自殺の方法や場所を相談し、そのとおりの方法、場所で自殺を図ったものであり、Aも自殺の手段である練炭コンロの着火に積極的に関与しているから、被告人とAは一体となって自殺行為を行ったものであり、A自身も自殺を実行したとみるべきものである（大審院大正一一年（レ）第四六三号同年四月二七日判決・大審院刑事判例集一卷三三九頁参照）。原判決は、Aが練炭の着火を一部分担したとしても、殺害の実行行為の準備行為にすぎないとするが、前記のような事実関係の下では、練炭への着火は、練炭コンロを車内に置いてドアを閉めるという直接的な生命侵害行為と密接不可分の行為であり、単なる準備行為にすぎないとする原判決の評価は、いささか形式的にすぎ、賛同できない。そうすると、被告人の行為は、自殺の意思を有するAに対し、共同して自殺行為を行うことにより、その自殺の実行を容易にしたものとして、自殺幫助に該当すると認めるのが相当である。」

〔研究〕⁽¹⁾

1 問題の所在

本件は、被告人と被害者が心中することを決意し、練炭自殺を図ったものの、被害者のみが死亡したという事実関係のもとで、被告人の行為が自殺幫助罪と承諾殺人罪のいずれに該当するかについて、原審と本判決とで判断が分かれた事案である。

自殺幫助罪と承諾殺人罪はいずれも刑法二〇二条に規定される犯罪であり、その法定刑も六月以上七年以下の懲役又は禁錮であつて、同一である。そのため、学説では両罪を区別する実質的意義は乏しいとする見解も存するところであるが、それでもなお、両罪を区別することには一定の意義があるであろう。

即ち、富山地裁平成一七年六月一三日判決裁判所ウェブサイトに掲載判例は、「一般に、自殺関与罪の違法性と責任は、同意殺人罪のそれより軽い、とされている」と述べており、両罪は法定刑が同一であっても量刑相場は異なり得るとした裁判例があることに加え、心中したが生き残ってしまった者にとって罪名の違いは重要であり得るとの指摘や、更には、「多数説によれば、一定の重大な承諾傷害は傷害罪（刑法二〇四条）として可罰的である一方、自傷に対する幫助は一律に不可罰と解されている」ことから、両罪を区別する議論には重要な意義があるとの指摘が存するところである。思うに、両罪は罪質において確かに類似してはいるが、「自殺に関わる」ということと「同意のもとに人を殺す」ということが、規範的に峻別されていることにはやはり一定の理由があると解すべきである。そして、原判決が「殺意をもって（…）殺害した」と認定したことは判決に影響を及ぼす事実の誤認に当たり、本判決が原判決を破棄した上で犯罪事実を「人を幫助して自殺させた」と認定したことに照らしても、両罪には実務的に無視し難い相違

があるときみるべきであろう。このことを前提とした上で、本件事案において最終的に自殺幫助罪が認められたことについて、以下検討を加える。

2 大審院大正一一年判決に関する検討

原判決が承諾殺人罪を認めたのに対して本判決が自殺幫助罪を認定したという判断の相違は、事実認定の違いに基づくものである。原判決は、承諾殺人と自殺幫助の違いは殺害の実行行為を犯人自らが行うか否かにあるとした上で、着火した練炭コンロを車内に置いてドアを閉めた行為は殺害の実行行為に当たると判断した。これに対し、本判決は、「被告人とAは、二人で心中することを決意して自殺の方法や場所を相談し」、「Aも自殺の手段である練炭コンロの着火に積極的に関与している」とし、「被告人の行為は、自殺の意思を有するAに対し、共同して自殺行為を行うことにより、その自殺の実行を容易にしたもの」であると判断している。もっとも、かかる事実認定の相違が、自殺幫助罪と承諾殺人罪の区別を何に求めるかという規範的判断に先行しているとは断言し難い。従って、本稿でも、両罪の区別を如何にすべきであるかという点を中心に論ずる。

本判決は自殺幫助罪の成立を認めるにあたって、自殺幫助と囑託殺人との差異について論じた大審院大正一一年四月二十七日判決刑集一卷二三九頁を引用している。大正一一年判決は、「自殺幫助は自殺の希図を有し而も自ら之を實行せんとするに当り其の方法を指示し若は器具を供する等之が実行を容易ならしむる行為を云い囑託殺人とは被害者自殺の希図を有するも自ら之を實行するの意思なき場合に於て其の依頼を受け受託者自ら手を下して其の希図を実現せしむる行為を指すものと解するを正当とす」と判示しており、本判決が「被告人とAは、二人で心中することを決

意して自殺の方法や場所を相談し、「Aも自殺の手段である練炭コンロの着火に積極的に関与している」と認定した部分は、大正一一年判決の判断枠組みに従ったものと解される。

もつとも、本件における大正一一年判決の参照価値については、小林憲太郎が疑問を提起している。即ち、小林は、大正一一年判決は「嘱託殺人罪と自殺幫助罪の区別に関する一般的・抽象的基準を述べたにとどまるもの」であり、また当該事案は「いかなる見解からも嘱託殺人罪のほうが成立することに疑義は生じないであろう」という。⁽⁷⁾ また、野村和彦も、大正一一年判決における区別の基準が「自手か他手か」にあるとした上で、この基準をそのまま適用すれば原判決のように承諾殺人罪の成立が認められるであろうと指摘する。⁽⁸⁾

両者の指摘は正鵠を射ていると思われる。まず、大正一一年判決の述べていることを口語的に要約すれば、「自殺幫助とは自殺を手伝うことであり、嘱託殺人とは頼まれて人を殺すことである」ということになり、ここでは概念定義が同語反復的に確認されているにすぎない。またそれに続く部分でも「判示事実は嘱託殺人罪を構成するものにして判示証拠を総合すれば右事実を認定することを得べし」と述べているだけであり、両罪の違いに関する実質的な検討が加えられているわけではない。

更に、大正一一年判決における自殺幫助と嘱託殺人のメルクマールを「(自殺者が)自ら之を實行せんとする」、「受託者自ら手を下し」という点に求めるとしても、この基準を文字通り維持し続けることは困難である。かねてから同意殺人と自殺幫助の区別が困難であることは、服毒自殺を例にして指摘されていた。即ち、「毒薬を買ってきて渡した場合、その薬を口に入れてやった場合、さらに水といっしょに呑み込ませてやった場合など、どこまでが自殺幫助で、どこからが同意殺かははっきりしない」⁽⁹⁾。そして両罪の限界の不明確さは、まさに本件事案のような練炭による

集団自殺の場合に、一気に顕在化することになる。Aによる練炭への着火行為を一つ取ってみても、それが殺害の「単なる準備行為にすぎない」のか、それとも「直接的な生命侵害行為と密接不可分の行為」であるのか、異なる判断があり得るのであって、本件Aが「誰の手によって死んだか」ということを判断するためには、結局規範的な評価を加えざるを得ないのである。

そうすると、両罪の区別は実質的に把握すべきであるということになるが、そこにいう「実質」をどのように解するかが次に問題となる。

3 自殺幇助罪と承諾殺人罪の実質的限界

本判決の先行評釈においては、自殺幇助罪と承諾殺人罪の区別について、以下の通り見解が主張されている。まず、野村和彦は、本判決が「被害者の殺害を主導していたのは誰か、という観点から判断している」と捉え、その上で、「最終的に、自殺の決定権ないし撤回権が被害者に与えられているか否か」が一つの判断材料になり得るとする。⁽¹⁰⁾しかし、裁判所がかかる最終決定権を、「自殺」と「殺人」を振り分ける決定的基準としているとは考えにくい。即ち、本判決を引用している千葉地裁平成二八年一〇月二二日判決LEX/DB25544267では、大正一一年判決と本判決を引用した上で、「本件では、練炭への着火など、密接関連行為を含めても、被害者両名の生命に現実的な危険を発生させる一連の行為は被告人のみが行い、被害者両名がこれに積極的に関与したことはなかったものと認められる」として、承諾殺人罪の成立を認めているのである。最終決定という側面を強調した場合には、これから一酸化炭素が充溢した密閉空間となるべき場所において睡眠薬を服用するという被害者の行為は、そこから辿るべき事実経

過（つまり自らの死）を行為者にその時点で委ねるものである、と捉え得る余地が生じてしまう。本判決が、行為者と被害者が共同して自殺の計画を立てた点を判断の基礎に置いていることから、いわば行為計画におけるイニシアチブを裁判所が考慮要素としていることは理解できるが、それだけで自殺幫助罪と承諾殺人罪の区別を導き出すことは不可能である。⁽¹¹⁾⁽¹²⁾

次に、小林憲太郎は、従来主張されてきた自殺幫助罪を狭義の共犯、承諾殺人罪を単独正犯として構成する見解に⁽¹⁴⁾根本的な疑問を提起しつつ、むしろ承諾殺人罪を共同正犯になぞらえる解釈が妥当であると主張する。⁽¹⁵⁾この見解については、正犯・共犯という表現があくまでも比喩的なものに留まることを前提としても、以下の点において疑問がある。即ち、本件のような集団自殺の限界事例においては承諾殺人を共同正犯に擬するという発想に一定の妥当性が認められるとしても、それを承諾殺人の事例一般に適用することができるか否かについて、疑問が残るのである。例えば行為者が承諾を得て被害者をナイフで刺突し殺害した事案において、被害者の承諾の存在が、行為者において規範を乗り越える決定的な要因たり得ることは疑いないとしても、この承諾を正犯性に擬することができるとまでは言い難いように思われる。⁽¹⁶⁾

もつとも、共同正犯という表現を用いることは疑問が残るとしても、この見解が行為者の物理的寄与を重視している点は首肯し得る。殺人罪における被害者の承諾を違法性減輕事由とみるか、それとも被害者の正犯性というかはともかくとしても、承諾殺人における実行の着手時期は普通殺人と同様、生命侵害の具体的危険が発生した時点であることに争いはない。⁽¹⁷⁾そして、仮に承諾殺人を共同正犯とする理解に立ったとしても、物理的・生理的側面における行為者の役割を重視する以上は、同見解からも共謀共同正犯としての承諾殺人は観念し難く、裏返せば行為者には普通

殺人に匹敵する程度の実行行為性が認められる必要があるということになろう。

4 本件事案の検討

本判決が自殺幫助罪の成立を肯定した判断の基礎となっているのは、「A自身も自殺を実行したとみるべきものである」という価値判断である。この点、前掲千葉地裁平成二八年一〇月一二日判決が本判決を引用しながらも承諾殺人罪の成立を認めたということに照らすと、やはり練炭着火行為が誰の手によるものであったのが決定的なファクターとなるのではないかと、という帰結にも至り得るように思われる。しかし、私見では、この事実が物理的因果性の意味で極めて重要な意義を持つことは疑いがないとしても、それだけで自殺幫助と承諾殺人の分水嶺となるわけではなく、結局は以下のような総合考慮を要する。

即ち、自殺幫助は被害者が自由に自殺意思を固めていたという点が大前提となる⁽¹⁸⁾ところ、心中事案においては被害者における自殺意思の形成過程が問題となり得る。本件事実認定に従えば、被告人は元々一人で自殺を遂げるつもりであったところ、妻であるAも共に自殺したいと申し出たことから心中を決意したのであって、Aの自殺意思は（量刑事情として挙げられているような経緯があるとしても）A自身の決断であったと評価することができるであろう。被告人が積極的にAに心中を持ち掛けAがこれに応じたというのであればともかく、Aは（それが被告人に対する承諾ではないという限りにおいて）いわば被告人と無関係に自殺意思を有するに至ったのであり、この意思に貫かれて本件心中を執行したのである。そして被告人は、自らの自殺意思を覆すことなくAと共に計画・準備して本件心中に及んだのであり、その一連の行為はAの自殺を物理的に幫助したのみならず、最期の瞬間まで共にいることによって心理的に

も強固に幫助したものであると評価できる。そして、自殺意思の形成過程を自殺幫助と承諾殺人の区別における一考慮要素とすれば、自殺サイトを通じて知り合った者同士の練炭自殺に関する事案である富山地裁平成一七年六月一三日判決裁判所ウェブサイト掲載判例が自殺幫助罪の成立を認めたことについても、統一的に理解することが可能であると思われる。もちろん、自殺サイトで知り合った者同士の集団自殺であっても承諾殺人、場合によっては囑託殺人が成立する事例はあり得るが、被害者が周りの影響を受けてやはり死ぬしかないと思うに至ったのか、それとも被害者自身がある程度確固たるものとして自殺意思を有しており、周りの影響はそれを心理的に維持させるものであったのかは、書き込みとそれに対する返信という形で裁判所が事後的に評価しやすい。その点で、被告人の積極的な関与があったとしても自殺幫助罪となり得る余地があることは了解可能である。前掲千葉地裁平成二八年一〇月一二日判決については、推測の域を出るものではないが、被告人が父親、被害者二人が娘であったという関係性が、本判決と結論を異にした一要素となったと考えられる。確かに、成人した者は法的に自由な決定ができる主体として評価されるが、殊に一家心中の事案、それも親子の場合には、被害者の年齢を問わず、自殺意思の形成が父親による決定の影響を少なからず被ったものであると評価すべき事例は少なくないであろう。そのように考えると、当該裁判例が、具体的事情を精査した上で、承諾殺人罪の成立を肯定したことには一定の理由があると思われる¹⁹⁾。

そして、このような前提から出発して本件Aによる練炭着火行為の意義について検討すると、確かに原審のいう通り、Aの生命に対する具体的危険が生じたのは、着火した練炭コンロを車内に置いてドアを閉めた時点であり、着火時点ではない。しかし、判例は、いわゆるクロロホルム事件（最高裁平成一六年三月三二日第一小法廷判決刑集五八卷三号一八七頁）などにみられるように、緊密な関係にある連続した行為を一連の行為として評価する。もちろん、クロロ

ホルムを直接吸引させる行為と屋外で練炭に着火する行為を単純比較することはできないが、練炭自殺における練炭への着火はまさに必要不可欠の行為であり、更に自殺幫助罪との関係でいうと、Aは自らのものとして自殺意思を固めていると評価できることにも照らせば、本件着火行為を単独の準備行為と評価するのは妥当ではなく、いわば一連の自殺計画における不可欠の構成要素であると評価すべきであろう。そのような意味で、A自身も練炭への着火を分担したという事実は、A自身の自殺意思の徴表であり、A自身が自殺を実行したという評価の一つの基礎となるものである。

5 判決の射程

本判決は、いわゆる練炭自殺を手段とした心中の事案において、具体的事情のもとで被告人の行為が自殺幫助罪に該当すると判断したものである。確かに、原判決の判断との相違は、Aによる練炭着火行為についての評価の違いを端緒とするものであるが、私見では、被害者が練炭を着火したか否か、ということが決定的な基準になるものではない。従前の判例及び裁判例が、被害者自身の自殺意思という点を述べてきたことに鑑みると、被害者自身も練炭に着火したのであればこの自殺意思を推しやすくなることはあるとしても、着火していないから承諾殺人である、という結論に直ちに至るものではないとみるべきである。従って、本判決は具体的事情のもとで自殺幫助との判断を下したものであり、自殺幫助と承諾殺人の一般的区別基準を提示したのではない。しかし、集団自殺の手段として近年用いられることが多い練炭自殺という、行為者と被害者の行為が混在する領域において、事実評価の在り方を提示した点については、前掲千葉地裁平成二八年一〇月一二日判決が本判決を引用していることから裏付けられるように、

実務的には一定の参照価値があると思われる。

- (1) なお、本判決を契機とし、自殺関与罪と同意殺人罪の限界領域における両罪の区別においてはいわゆる「一連の行為」論を援用できる可能性があることを検討したものとして、拙稿「自殺関与罪と同意殺人罪の区別に関する一考察」中央大学大学院研究年報四八号法学研究科篇(二〇一九年)二〇三頁。
- (2) 林幹人『刑法各論(第二版)』(二〇〇七年)二四頁。また、山口厚『刑法各論(第二版)』(二〇一〇年)一三頁も参照。
- (3) ただし、本判決の宣告刑は原審と同一の、懲役三年、執行猶予五年である(判例タイムズ一四一九号二三〇頁参照)。
- (4) 判例タイムズ一四一九号(二〇一六年)二三〇頁。また、野村和彦「判批」刑事法ジャーナル四九号(二〇一六年)一七七頁以下は、刑法のメッセージ性という点を重視する。
- (5) 小林憲太郎「判批」ジュリスト一五〇五号(平成二八年度重要判例解説)一七一頁。
- (6) 刑法二〇二条によるパターナリスティックな介入はあるとしても、死ぬことについても自己決定権は及ぶと解するのであれば、「生命の処分に関する自己決定権の問題」という点では共通である」ということになる。西田典之(橋爪隆補訂)『刑法各論(第七版)』(二〇一八年)一三頁。このような考え方に対しては、「死ぬ権利」を認めてしまうと、自殺の制止が強要罪を構成してしまうことになるとの批判がある。松宮孝明『刑法各論講義(第五版)』(二〇一八年)二七頁、山中敬一『刑法各論(第三版)』(二〇一五年)二六頁、高橋則夫『刑法各論(第三版)』(二〇一八年)一五一―一六頁。
- (7) 小林・前掲注(5) 一七一頁。
- (8) 野村・前掲注(4) 一七三頁。
- (9) 平野龍一「刑法各論の諸問題 第一章 生命に対する罪」法学セミナー一九八号(一九七二年)九三―九四頁。
- (10) 野村・前掲注(4) 一七四―一七五頁。
- (11) もっとも、野村自身も、「これを形式的に判断することは極めて不当である」と述べている。野村・前掲注(4) 一七四頁。
- (12) なお、この見解は、大審院大正四年四月二〇日判決刑録二二輯四八七頁が、行為者が被害者を絞殺したにもかかわらず自殺幫助罪を認めていることを論拠の一つとして、被殺者の自由な自殺意思が重要なファクターとなり得る旨主張する(野村・

前掲注(4)一七五頁)。しかし、いわゆる三島事件第一審判決(東京地裁昭和四七年四月二七日判決判例時報六六八号三三頁)は嘱託殺人罪の成立を認めており(なお、東京地裁は量刑事情において、「三島：は堅く死を決し、その切腹着手後は、ひたすら介錯を受けることを望んでいたと認められること」を挙げている)、その結論にもほとんど異論はみられないことから(大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法(第二版)第一〇巻』三五〇頁(金築誠志)参照、大正四年判決の先例性は疑問が残る)。

(13) ただし、「自殺の共犯を処罰する」という発想それ自体が、自殺の違法性を肯定する見解からでなければ導かれるものではない点は注意を要する。これに対して自殺とは適法行為あるいは放任行為であるとする見解は、自殺関与罪を共犯処罰規定としてではなくむしろ独自処罰規定として理解する。この点についての検討は、拙稿「自殺関与罪の処罰根拠について」中央大学大学院研究年報四二号法学研究科篇(二〇一二年)一三一頁以下にて加えたところである。

(14) 山口・前掲注(2)一三頁など。もともと、従来の見解は、自殺関与一般を共犯的、同意殺人一般を正犯的として整理しており、自殺教唆と自殺幫助、嘱託殺人と承諾殺人を格別に分けて論じているわけではない。

(15) 小林・前掲注(5)一七二頁。

(16) なお、仮に承諾殺人については共同正犯になぞらえる発想が妥当するとしても、嘱託殺人について同様に解することが可能であるか否かは明らかでない(小林の参照する島田聡一郎『正犯・共犯論の基礎理論』二〇〇二年)二五七頁は、「同意殺人は、…いわば被害者への共同正犯的関与」と位置付ける)。しかし案ずるに、嘱託殺人は被害者が請うて行為者に自らを殺させる類型であることから、小林のいう被害者の「規範的な側面における決定的な役割」は承諾殺人以上のものであり得るが、行為者の果たす「生命侵害に至る物理的・生理的な現象としての側面にお(ける)役割」は、嘱託殺人の場合には重要というよりもむしろ決定的である(大審院大正一一年判決の事案がまさにそうである)。また、嘱託殺人の場合には、やはり行為者は単独正犯であり、被害者は犯意のない者に犯意を生ぜしめたいわば教唆者である、と評し得る事例もあり得るだろう。その意味では、従前の学説が嘱託殺人と承諾殺人とを徹底的に論じ分けてこなかったことは事実だとしても、単独正犯と狭義の共犯になぞらえたことそれ自体が不当であった、とまでは断言できないように思われる。

(17) 山口・前掲注(2)一三頁。

(18) 野村・前掲注(4)一七五頁。

(19) 無論、例えばいわゆる介護疲れによる心中の事案などでは、子の側が主導的であるということは当然あり得るところである。行為者と被害者の人的関係は自殺のイニシアチブが誰に属したかを推認させる要素ではあるが、それを以て直ちに結論を導き出せるものではないであろう。

(大東文化大学法学部非常勤講師)